

議案第 5 号

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：安全安心課】

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和 31 年法律第 107 号）の一部改正に伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とすることができる特例を廃止するものであります。

1. 施行期日等

（1）施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

（2）経過措置

この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができることとします。